



Form PTO-1595 (Rev. 09/04)
OMB No. 0651-0027 (exp. 6/30/2005)

11-30-2005

DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office

MRD
11.22.2005

RECORDATION FC
PATEN



103127455

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office: Please record the attached documents or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies)/Execution Date(s): ASCII Corporation Execution Date(s) <u>November 18, 2002</u> Additional name(s) of conveying party(ies) attached? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	2. Name and address of receiving party(ies) Name: <u>MEDIALEAVES, INC.</u> Internal Address: _____ Street Address: <u>13-5. Kudankita 1-chome. Chiyoda-ku</u> City: <u>Tokyo</u> State: _____ Country: <u>Japan</u> Zip: _____ Additional name(s) & address(es) attached? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No
3. Nature of conveyance: <input type="checkbox"/> Assignment <input type="checkbox"/> Merger <input type="checkbox"/> Security Agreement <input checked="" type="checkbox"/> Change of Name <input type="checkbox"/> Government Interest Assignment <input type="checkbox"/> Executive Order 9424, Confirmatory License <input type="checkbox"/> Other	4. Application or patent number(s): <input checked="" type="checkbox"/> This document is being filed together with a new application. A. Patent Application No.(s) B. Patent No.(s) <u>6360164</u> Additional numbers attached? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No
5. Name and address to whom correspondence concerning document should be mailed: Name: <u>PILLSBURY WINTHROP SHAW PITTMAN LLP</u> Internal Address: <u>P.O. Box 10500</u> Street Address: <u>1650 Tysons Boulevard</u> City: <u>McLean</u> State: <u>VA</u> Zip: <u>22102</u> Phone Number: <u>(703) 770-7900</u> Fax Number: <u>(703) 770-7901</u> Email Address: <u>crico.hernandez@pillsburylaw.com</u>	6. Total number of applications and patents involved: <u>1</u> 7. Total fee (37 CFR 1.21 (h) & 3.41) \$ 40.00 <input type="checkbox"/> Authorized to be charged by credit card <input checked="" type="checkbox"/> Authorized to be charged to deposit account <input type="checkbox"/> Enclosed <input type="checkbox"/> None required (government interest not affecting title) 8. Payment Information 061063-0007661 a. Credit Card Last 4 Numbers _____ Expiration Date _____ b. Deposit Account Number <u>033975</u> Authorized User Name _____
9. Signature: <u>E. Rico Hernandez</u> Signature <u>November 22, 2005</u> Date E. Rico Hernandez, Reg. No. 47641 Name of Person Signing Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents: <u>21</u>	

Documents to be recorded (including cover sheet) should be faxed to (703) 306-5995, or mailed to: Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the USPTO, P.O.Box 1450, Alexandria, V.A. 22313-1450

11/30/2005 EDDOPER 00000029 033975 6360164
01 FC:8021 40.00 DA

700344953

PATENT
REEL: 019930 FRAME: 0143

(Translation)

PARTIAL TRANSLATION OF CLOSED COMMERCIAL REGISTER

(Page 1)

34, Shinano-machi, Shinjukurku, Tokyo, Japan

MediaLeaves, Inc.

Registration No. 0110-01-034885

TRADE NAME	ASCII CORPORATION	
	MediaLeaves, Inc.	November 18, 2002 Changed
		November 18, 2002 Registered
HEAD OFFICE	34, Shinano-machi, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan	

(Page 19: the last ten lines)

Record of Registration	The head office has moved from 33-10, Yoyogi 4-chome, Shibuya-ku, Tokyo, Japan since October 15, 2002 October 30, 2002 Registered
	The head office has moved into 13-5, Kudankita 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan since October 18, 2004 October 27, 2004 Registered October 27, 2004 Closed

It is hereby certified that the above is a true copy of the Closed Commercial Register.

January 24, 2005

Tokyo Legal Affairs Bureau, Shinjuku Branch Office

Registrar: Minoru Nemoto (Sealed)

閉鎖事項全部証明書

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人等番号 0111-01-034385

商号	株式会社アスキー	
	株式会社メディアリーヴス	平成14年11月18日変更 平成14年11月18日登記
本店	東京都新宿区信濃町34番地	
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してこれを行う	
会社成立の年月日	昭和52年5月24日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書籍・雑誌の出版、販売、仲介および輸出入 2. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製造、販売、仲介および輸出入 3. 半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売、仲介および輸出入 4. 電子機器の販売、仲介および輸出入 5. コンピュータ通信システムの技術開発、設計および運用 6. コンピュータによる情報の提供および処理 7. 通信衛星を利用したデータの配信および放送 8. レコード、録音テープ、ビデオテープ、光学式ディスク、映画等の企画、制作、販売、仲介および輸出入 9. 特許、著作権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、管理、販売、仲介および使用許諾 10. 教育、科学、文化、スポーツ等に関するカルチャー講座ならびにイベントの企画および運営 11. スポーツクラブ、スポーツ施設、保養施設等の運営 12. レストラン、ホテル、多目的ホール等の運営 13. 各種資格取得のための教室の経営 14. 広告代理業 15. 不動産の賃貸、仲介、売買および管理 16. 都市開発、地域開発、環境整備等に関するコンサルティング業務 17. 空港および空港に附帯する各種施設の運営 18. 航空機の運航ならびに航空機の販売および輸出入 19. 代金前払および後払方式による磁気カードの発行および販売 20. 有価証券の保有および運用 21. 古物の販売、仲介および輸出入 22. 美術品、古美術品、美術工芸品等の販売、仲介および輸出入 23. 日用品・雑貨の販売、仲介および輸出入 24. 前各号に附帯する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書籍・雑誌の出版、販売、仲介および輸出入 2. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製造、販売、仲介および輸出入 3. 半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売、仲介および輸出入 4. 電子機器の販売、仲介および輸出入 5. コンピュータ通信システムの技術開発、設計および運用 	

整理番号 = 796611

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/19

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<ul style="list-style-type: none"> 6. コンピュータによる情報の提供および処理 7. 通信衛星を利用したデータの配信および放送 8. レコード、録音テープ、ビデオテープ、光学式ディスク、映画等の企画、制作、販売、仲介および輸出入 9. 特許、著作権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、管理、販売、仲介および使用許諾 10. 教育、科学、文化、スポーツ等に関するカルチャー講座ならびにイベントの企画および運営 <ul style="list-style-type: none"> 11. スポーツクラブ、スポーツ施設、保養施設等の運営 12. レストラン、ホテル、多目的ホール等の運営 13. 各種資格取得のための教室の経営 14. 広告代理業 15. 不動産の賃貸、仲介、売買、管理および鑑定 16. 都市開発、地域開発、環境整備等に関するコンサルティング業務 17. 空港および空港に附帯する各種施設の運営 18. 航空機の運航ならびに航空機の販売および輸出入 19. 代金前払および後払方式による磁気カードの発行および販売 20. 有価証券の取得、保有、運用および売買 21. 古物の販売、仲介および輸出入 22. 美術品、古美術品、美術工芸品等の販売、仲介および輸出入 23. 日用品・雑貨の販売、仲介および輸出入 24. 会社の合併、営業譲渡、株式譲渡および企業提携の斡旋 25. 経営コンサルティング業務 26. 投資事業組合財産の運用および管理 27. 融資および融資の紛争、保証ならびに代行業務 28. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: center;">平成15年 3月31日変更 平成15年 4月14日登記</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 書籍・雑誌・楽譜の出版、販売、仲介および輸出入 2. コンピュータ・ソフトウェアの開発、製造、販売、仲介および輸出入 3. 半導体、集積回路等の電子部品の開発、製造、販売、仲介および輸出入 4. 電子機器の販売、仲介および輸出入 5. コンピュータ通信システムの技術開発、設計および運用 6. コンピュータによる情報の提供および処理 7. 通信放送システムを利用したウェブコンテンツ、プログラムおよびデータ等の配信ならびに放送事業 8. 一般放送事業 9. レコード、録音テープ、ビデオテープ、光学式ディスク、映画、催し物等の企画、立案、制作、運営、販売、配給、興業、仲介および輸出入 10. 特許、著作権、商標権、意匠権等の知的所有権ならびにテレビ放映権および有線テレビ放映権の取得、管理、販売、仲介および使用許諾 <ul style="list-style-type: none"> 11. 音楽著作権の管理 12. 音楽著作物の利用の開発 13. 教育、科学、文化、スポーツ等に関するカルチャー講座ならびにイベントの企画および運営 14. 各種資格取得のための教室の経営 15. 広告代理業 16. 不動産の賃貸、仲介、売買、管理および鑑定 17. 代金前払および後払方式による磁気カードの発行および販売 18. 有価証券の取得、保有、運用および売買 19. 古物の販売、仲介および輸出入

整理番号 ニ796611

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/19

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

	20. 日用品・雑貨の販売、仲介および輸出入 21. 玩具の企画、開発および販売 22. 通信販売業務 23. 食品の販売 24. 会社の合併、営業譲渡、株式譲渡および企業提携の斡旋 25. 経営コンサルティング業務 26. 投資事業組合財産の運用および管理 27. 融資および融資の斡旋、保証ならびに代行業務 28. 前各号に附帯する一切の業務 平成15年 5月26日変更 平成15年 6月 5日登記
一単元の株式の数	1000株 普通株式 1000株 優先株式 1000株 平成15年 9月 1日登記
発行する株式の総数	4億6997万8529株 17億株 平成15年 3月 1日変更 平成15年 3月 5日登記 12億8193万4238株 平成15年12月24日変更 平成15年12月25日登記 15億5000万株 平成16年 6月28日変更 平成16年 7月16日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4億1806万5762株 発行済株式の総数 4億2681万5762株 平成15年 3月 1日変更 平成15年 3月 5日登記 発行済株式の総数 11億9488万1524株 各種の株式の数 普通株式 8億4488万1524株 優先株式 3億5000万株 ①第一回優先株式(優先配当金0.45円) 3億5000万株 平成15年 9月 1日登記

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人等番号 0111-01-034385

	発行済株式の総数 7億7681万5762株 各種の株式の数 普通株式 4億2681万5762株 優先株式 3億5000万株 ①第一回優先株式(優先配当金0.45円) 3億5000万株	平成15年12月24日変更
		平成15年12月25日登記
	発行済株式の総数 7億9123万7762株 各種の株式の数 普通株式 4億4123万7762株 優先株式 3億5000万株 ①第一回優先株式(優先配当金0.45円) 3億5000万株	平成16年 2月29日変更
		平成16年 3月 9日登記
資本の額	金38億7100万円	
	金10億円	平成15年 2月15日変更
		平成15年 2月21日登記
	金10億3500万円	平成15年 3月 1日変更
		平成15年 3月 5日登記
	金10億9268万8000円	平成16年 2月29日変更
		平成16年 3月 9日登記
発行する各種株式の内容及び数	<p>普通株式 13億5000万株 優先株式 3億5000万株</p> <p>1. 優先利益配当金</p> <p>①毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき0.5円を上限として、優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金(以下「優先株式配当金」という。)を支払う。</p> <p>②前項にかかわらず、平成16年3月31日の最終の株主名簿に記載された優先株主または優先登録質権者に対して支払う優先株式配当金は、優先株式1株につき0.685円とする。</p> <p>③ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払配当金」という。)は、優先株主または優先登録質権者に対し、優先株式配当金に先立ち支払われるものとする。</p>	

整理番号 ニ796611

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4/19

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>④優先株主または優先登録質権者に対しては優先株式配当金を超えて配当はしない。</p> <p>2. <u>優先中間配当金</u></p> <p>①定款第37条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先株式中間配当金」という。）を支払う。優先株式中間配当金が支払われた場合には、前条の優先株式配当金の支払いは、優先株式中間配当金を控除した額による。</p> <p>②前項にかかわらず、平成15年9月30日の最終の株式名簿に記載された優先株主または優先登録質権者に対して支払う優先株式中間配当金は、優先株式1株につき0.46円とする。</p> <p>3. <u>残余財産の分配</u></p> <p>①残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき10円および累積未払配当金の合計額を支払う。</p> <p>②優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. <u>株式の分割または併合、新株引受権等の付与</u></p> <p>法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主または優先登録質権者には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>5. <u>株式の買受</u></p> <p>普通株式または優先株式のうち、いずれかまたは両者につきその全部または一部の買受けを行うことができる。</p> <p>6. <u>株式の消却</u></p> <p>①取締役会の決議をもって、その有する普通株式または優先株式のうち、いずれかまたは両者につきその全部または一部の消却を行うことができる。</p> <p>②平成14年9月21日の翌日から8年後の応当日までの間で、かつ取締役会が定める日（以下「優先株式消却日」という。）において、株主に配当すべき利益をもって優先株式の全部または一部を消却することができる。ただし、一部消却の場合は、抽選その他の方法により行う。本項により優先株式を消却する場合、当社は優先株主および優先登録質権者に対し、優先株式1株につき、優先株式消却日の時期に応じて以下の金額を支払う。</p> <p>平成14年9月21日の翌日から1年後の応当日まで 11円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の1年後の応当日の翌日から2年後の応当日まで 10.5円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の2年後の応当日の翌日から3年後の応当日まで 10.4円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の3年後の応当日の翌日から5年後の応当日まで 10.3円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の5年後の応当日の翌日から7年後の応当日まで 10.2円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の7年後の応当日の翌日から8年後の応当日まで 10円と累積未払配当金の合計額</p> <p>7. <u>議決権</u></p> <p>優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>8. <u>転換予約権</u></p>
--	--

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人等番号 0111-01-034385

優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換をすることができ。

平成15年 9月 1日登記

普通株式 12億株
優先株式 3億5000万株

1. 優先利益配当金

- ① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき0.5円を上限として、優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金（以下「優先株式配当金」という。）を支払う。
- ② 前項にかかわらず、平成16年3月31日の最終の株主名簿に記載された優先株主または優先登録質権者に対して支払う優先株式配当金は、優先株式1株につき0.685円とする。
- ③ ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）は、優先株主または優先登録質権者に対し、優先株式配当金に先立ち支払われるものとする。
- ④ 優先株主または優先登録質権者に対しては優先株式配当金を超えて配当はしない。

2. 優先中間配当金

- ① 定款第37条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先株式中間配当金」という。）を支払う。優先株式中間配当金が支払われた場合においては、前条の優先株式配当金の支払いは、優先株式中間配当金を控除した額による。
- ② 前項にかかわらず、平成15年9月30日の最終の株式名簿に記載された優先株主または優先登録質権者に対して支払う優先株式中間配当金は、優先株式1株につき0.46円とする。

3. 残余財産の分配

- ① 残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき10円および累積未払配当金の合計額を支払う。
- ② 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 株式の分割または併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。優先株主または優先登録質権者には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

5. 株式の買受

普通株式または優先株式のうち、いずれかまたは両者につきその全部または一部の買受けを行うことができる。

6. 株式の消却

- ① 取締役会の決議をもって、その有する普通株式または優先株式のうち、いずれかまたは両者につきその全部または一部の消却を行うことができる。

東京都新宿区信濃町34番地
 株式会社メディアリーグス
 会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>②平成14年9月21日の翌日から8年後の応当日までの間で、かつ取締役会が定める日(以下「優先株式消却日」という。)において、株主に配当すべき利益をもって優先株式の全部または一部を消却することができる。ただし、一部消却の場合は、抽選その他の方法により行う。本項により優先株式を消却する場合、当社は優先株主および優先登録買付者に対し、優先株式1株につき、優先株式消却日の時期に応じて以下の金額を支払う。</p> <p>平成14年9月21日の翌日から1年後の応当日まで 11円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の1年後の応当日の翌日から2年後の応当日まで 10.5円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の2年後の応当日の翌日から3年後の応当日まで 10.4円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の3年後の応当日の翌日から5年後の応当日まで 10.3円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の5年後の応当日の翌日から7年後の応当日まで 10.2円と累積未払配当金の合計額</p> <p>平成14年9月21日の7年後の応当日の翌日から8年後の応当日まで 10円と累積未払配当金の合計額</p> <p>7. 議決権 優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>8. 転換予約権 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換をすることができる。</p> <p style="text-align: right;">平成16年 6月28日変更 平成16年 7月16日登記</p>
<p>転換予約権付株式の転換の条件及び転換請求期間(定款に定めのない場合)</p>	<p>第一回優先株式の転換の条件及び転換請求期間</p> <p>①転換の条件 優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。</p> <p>イ. 当初転換価額 普通株式1株当り10円</p> <p>ロ. 転換価額の調整 (i) 下記(iv)の第1号ないし第3号に掲げる事由により当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって調整する。 (コンバージョン・ブライズ方式)</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前転換価額} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当り発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(ii) 転換価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。</p> <p>(iii) 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、優先株主に対して、その旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。</p> <p>(iv) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合および調整後の転換価</p>

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>額の適用時期は次の各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行または処分する場合 調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 2) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。 3) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券、または転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合 調整後の転換価額はその発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全てが転換または全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。 <p>(v) 上記 (iv) に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社は優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、運用の日および必要な事項を通知しうえその承諾を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、または株式の併合のために転換価額の調整を必要とするとき。 2) 前号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。 3) 上記 (iv) の第3号に定める証券の転換期間または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全ての転換または新株予約権の行使請求が行われた場合を除く。 <p>ハ、転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p>発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>②転換請求期間 平成22年9月22日から平成30年9月21日まで。 平成15年 9月 1日登記</p>
<p>名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所</p>	<p>東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 みずほ信託銀行株式会社本店</p> <p>東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 平成15年 3月12日変更 平成15年 3月17日登記</p>
<p>役員に関する事項</p>	<p>取締役 江原 伸 好 平成14年 6月26日重任</p>

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴズ
会社法人等番号 0111-01-034385

取締役	江原伸好	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記
取締役	林 竜也	平成16年 3月18日辞任
		平成16年 3月30日登記
取締役	林 竜也	平成14年 6月26日重任
取締役	林 竜也	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記
取締役	林 竜也	平成16年 3月18日辞任
		平成16年 3月30日登記
取締役	山本修	平成14年 6月26日重任
取締役	山本修	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記
取締役	山本修	平成16年 3月18日辞任
		平成16年 3月30日登記
取締役	小森哲郎	平成14年 6月26日就任
取締役	小森哲郎	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記
取締役	小森哲郎	平成16年 6月28日退任
		平成16年 7月16日登記
取締役	吉井重治	平成14年 6月26日就任
取締役	吉井重治	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記

整理番号 = 796611

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

東京都新宿区信濃町34番地
 株式会社メディアリーグス
 会社法人等番号 0111-01-034385

	取締役 吉井 重治	平成16年 6月28日重任
		平成16年 7月16日登記
	取締役 濱村 弘一	平成14年11月18日就任
		平成14年11月29日登記
	取締役 濱村 弘一	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記
	取締役 濱村 弘一	平成16年 6月28日重任
		平成16年 7月16日登記
	取締役 福岡 俊弘	平成15年11月 6日就任
		平成15年11月19日登記
		平成16年 6月28日退任
		平成16年 7月16日登記
	取締役 松本 秀寿	平成15年11月 6日就任
		平成15年11月19日登記
		平成16年 6月28日退任
		平成16年 7月16日登記
	取締役 福田 峰夫	平成16年 6月28日就任
		平成16年 7月16日登記
	取締役 佐藤 辰男	平成16年 6月28日就任
		平成16年 7月16日登記
	取締役 大河原 宏	平成16年 6月28日就任
		平成16年 7月16日登記
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102号 代表取締役 小森 哲郎	平成14年 6月26日就任
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102号 代表取締役 小森 哲郎	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記

整理番号 二796611

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/19

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

		平成16年 6月28日退任
		平成16年 7月16日登記
	東京都調布市緑ヶ丘二丁目41番地60 代表取締役 <u>源村弘一</u>	平成14年11月18日就任
		平成14年11月29日登記
	東京都調布市緑ヶ丘二丁目41番地60 代表取締役 <u>源村弘一</u>	平成15年 6月24日重任
		平成15年 7月 7日登記
		平成16年 6月28日退任
		平成16年 7月16日登記
	横浜市青葉区あざみ野三丁目27番地59 代表取締役 <u>福田峰夫</u>	平成16年 6月28日就任
		平成16年 7月16日登記
	東京都町田市玉川学園二丁目12番17号 代表取締役 <u>佐藤辰男</u>	平成16年 6月28日就任
		平成16年 7月16日登記
	監査役 <u>堀越 寛</u>	平成12年 6月28日就任
		平成14年11月17日辞任
		平成14年11月29日登記
	監査役 <u>霜村正巳</u>	平成12年 6月28日重任
		平成14年11月17日辞任
		平成14年11月29日登記
	監査役 <u>森川武志</u>	平成12年 6月28日重任
		平成15年 6月24日退任
		平成15年 7月 7日登記
	監査役 <u>古川健治</u>	平成12年 6月28日就任

整理番号 ニ796611

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

11/19

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人番号 0111-01-034385

	監査役	古川 健治	平成15年 6月24日重任	
			平成15年 7月 7日登記	
	監査役	川 上 深	平成14年11月18日就任	
			平成14年11月29日登記	
			平成15年 6月24日退任	
			平成15年 7月 7日登記	
	監査役	水 島 正	平成15年 6月24日就任	
			平成15年 7月 7日登記	
			平成16年 6月28日辞任	
			平成16年 7月16日登記	
	監査役	岩 井 要	平成15年 6月24日就任	
			平成15年 7月 7日登記	
			平成16年 6月28日辞任	
			平成16年 7月16日登記	
	監査役	本 間 明 生	平成16年 6月28日就任	
			平成16年 7月16日登記	
	監査役	松 原 眞 樹	平成16年 6月28日就任	
			平成16年 7月16日登記	
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成15年 1月21日登記		
		当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成15年 1月21日登記		
	新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 68000個		

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は会社の普通株式とし、その行使により会社が会社の普通株式を新たに発行又はこれに代えて会社の有する会社の普通株式を移転する数は、次のとおりとする。なお、次の算式において、「行使価額」とは、下記各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額記載の行使価額をいう。</p> <p>金8円に新株予約権者が行使請求のため提出した 新株予約権の数に乗じた金額</p> <p>株式数 = $\frac{\text{行使価額}}{\text{行使価額}} \times 1000$</p> <p>但し、行使により生じる1株（又は会社が端株制度を採用する場合は1端株）未滿の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>各新株予約権の発行価額 金731円</p>
--	--

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人等番号 0111-01-034385

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
新株予約権の行使に際して発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初8円とする。

行使価額の調整

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって会社の普通株式を発行又は処分する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券、又は行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合
調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全てが転換又は全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。

上記の事由により会社の発行済普通株式数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

上記に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の行使価額、適用の日及び必要な事項を通知しうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。

(1) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、又は株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 上記③に定める証券の新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、その証券の全ての新株予約権の行使請求が行われた場合を除く。

(コンバージョン・ブライズ方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済普通株式数（但し、会社が自己株式として保有する普通株式の数は含まない。）とし、また、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」には、会社が株主割当日において有する当社株式に割当てられる株式数を含まないものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年5月21日から平成19年5月20日まで。

権利行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となるものとする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権者は、新株予約権行使時において、会社又はその子会社の取締役たる地位及びメディアリーヴス新株予約権投資組合の組合員たる地位に

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>あることを要する。但し、新株予約権を行使できることについて会社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>②本新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権を行使する場合は、その有する新株予約権の全部を行使しなければならず、その一部を行使することはできない。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①会社は、会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、会社が分割会社となる人的会社分割についての分割契約書・分割計画書もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は会社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、会社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>②新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき、行使できないものが生じたとき、その他取締役会が適当と認めた場合は、会社は当該新株予約権を有償で消却することができる。かかる場合、会社は新株予約権者に対し新株予約権一個につき金250円を支払う。</p> <p style="text-align: right;">平成15年 5月28日登記</p>
	<p>第2回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>14690個</p> <p>268個</p> <p style="text-align: center;">平成16年 2月29日変更 平成16年 3月 9日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類は会社の普通株式とし、その行使により会社が会社の普通株式を新たに発行又はこれに代えて会社の有する会社の普通株式を移転する数は、新株予約権1個につき普通株式1000株とする。</p> <p>なお、会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、新株予約権発行後、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は会社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>各新株予約権の発行価額</p> <p>無償</p>

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーヴス
会社法人等番号 0111-01-034385

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
新株予約権の行使により発行又は交付される株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初8円とし、新株予約権の行使に際して払込すべき金額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、会社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を次の算式により調整する。この場合、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、会社が行使価額を下回る価額で株式を新たに発行又は自己株式を処分するとき（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、上記新株の発行又は自己株式の処分がなされた日の前日における会社の発行済普通株式数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、「新規発行株式数」には、会社が株主割当日において有する当社株式に割り当てられる株式数含まないものとし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権発行後、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、会社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は会社が吸収分割又は新設分割を行う場合、会社は合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年8月26日から平成19年5月20日まで。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、会社又はその子会社の従業員の地位にあることを要する。但し、役員就任、任期満了による退任、定年退職その他会社が認める正当な理由のある場合で、新株予約権を行使できることについて会社の取締役会の承認がある場合にはこの限りでない。

②新株予約権者は、Unison Capital Partners, L.P.（以下「UCP」という。）が、その保有するユニゾン・メディア・パートナーズ株式会社（以下「UMP」という。）の普通株式（但し、会社及びUMPとの間における、会社を存続会社、UMPを消滅会社とする合併の効力発生後においては会社の普通株式）の全部又は一部を第三者に譲渡（以下「本件譲渡」という。但し、一部の譲渡の場合は、当該譲渡の結果、UCPの保有するUMPの株式（但し、会社及びUMPとの間における、会社を存続会社、UMPを消滅会社とする合併の効力発生後においては会社の株式）に係る議決権の数、発行済株式の総議決権数の50%未満になる場合に限るものとする。）する旨の契約（以下「本件譲渡契約」という。）を締結した場合にのみ権利行使することができる。

③上記②の規定にかかわらず、新株予約権者は、本件譲渡契約に基づき本件譲渡が履行され、その旨の通知がUCPから会社に到達した日の翌日から、

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>④新株予約権者は、新株予約権を行使する場合は、その有する新株予約権の全部を行使しなければならない、その一部を行使することはできない。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①会社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は会社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書もしくは株式移転の進捗について株主総会の承認決議がなされた場合、新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>②新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使条件」①号に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、「新株予約権の行使条件」③号に基づき新株予約権を行使できなくなった場合、その他取締役会が適当と認めるときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>③会社は、未行使の新株予約権を会社が取得した場合には、いつでもこれを無償で消却することができる。</p>
	<p style="text-align: right;">平成15年 8月22日登記</p> <hr/> <p>平成16年3月22日第2回新株予約権全部放棄</p> <p style="text-align: right;">平成16年 4月 9日登記</p>
	<p>合併によりユニゾン・メディア・パートナーズ株式会社から承継した第1回新株予約権</p> <p>新株予約権の数 35個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 新株予約権の目的たる株式の種類は会社の普通株式とし、その行使により会社が会社の普通株式を新たに発行またはこれに代えて会社の有する会社の普通株式を移転（以下、会社の普通株式の発行または移転を会社の普通株式の「交付」という。）する数は、次のとおりとする。なお、次の算式において、「行使価額」とは、下記記載の行使価額をいう。</p> <p style="text-align: center;">金2684万円に新株予約権者が行使請求のため提出した新株予約権の数を乗じた金額</p> <p style="text-align: center;">株式数 = $\frac{\text{行使価額}}{\text{行使価格}}$</p> <p>但し、行使により生じる1株（または会社が端株制度を採用する場合は1端株）未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p>

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、金2684万円とする。 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額は、当初8円（以下、「行使価額」という。）とする。なお、①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって会社の普通株式を発行または処分、②株式の分割により普通株式を発行、③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券、又は行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行により会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 上記に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の行使価額、適用の日および必要な事項を通知したうえでその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、または株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。 2) 前号のほか、会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3) 上記③に定める証券の新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全ての新株予約権の行使請求が行われた場合を除く。 <p>(コンバージョン・ブライズ方式)</p> $\text{調整後 払込価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行・処分 株式数} \times \text{1株あたり発行 処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>行使価額調整式の計算については四捨五入し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成14年9月21日から平成22年9月20日まで。（行使請求期間の最終日が会社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。） 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件なし</p> <p style="text-align: right;">平成15年 9月 1日登記</p>
<p>新株の引受権の行使により発行すべき株式</p>	<p>第23回総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式新株の引受権 目的たる株式 52万9000株 発行価額 権利付与日における日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格（当日に該当する取引がない場合は、それに先立つ直近日の同じ日本証券業協会が公表する価格）に1.025を乗じた金</p>

東京都新宿区信濃町34番地
株式会社メディアリーグス
会社法人等番号 0111-01-034385

	<p>額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、権利付与日の前日の終値を下回らない金額とする。なお、当社が時価を下回る払込み金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり私込金}}{\text{調整後株式数} + \text{調整前株式数} + \text{新規発行前の株価}}$ <p>発行価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行による増加株数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株数}}$</p> <p>なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>新株の引受権を行使することのできる期間 平成13年4月1日から平成16年3月31日まで</p> <p>平成16年3月31日第23回総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式新株の引受権行使期間満了 平成16年 4月 9日登記</p>
会社分割	東京都新宿区信濃町34番地株式会社アスキーに分割 平成14年11月18日登記
吸収合併	東京都千代田区紀尾井町4番5号ユニゾン・メディア・パートナーズ株式会社を合併 平成15年 9月 1日登記
登記記録に関する事項	平成14年10月15日東京都渋谷区代々木四丁目33番10号から本店移転 平成14年10月30日登記 平成16年10月18日東京都千代田区九段北一丁目13番5号に本店移転 平成16年10月27日登記 平成16年10月27日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成17年 1月24日
東京法務局新宿出張所
登記官

根 本



整理番号 ニ796611

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

19/19